

31日未満の短期間で派遣就業をされるスタッフの皆様へ

平成24年の労働者派遣法改正により、労働契約期間が31日未満の短期間派遣(※以下、日雇派遣)が原則禁止となりました。

但し、以下の要件に該当する場合はに限り「日雇派遣の原則禁止の例外」として31日未満の短期間（日雇）であっても、派遣就業が認められています。

日雇派遣の禁止の例外は2種類

◆ 「日雇派遣の原則禁止の例外要件」 ※要件の一つ以上に該当する場合

例外要件

○現時点において60歳以上である場合

上記要件にて就業する場合ご用意頂くもの

年齢（生年月日）が証明できるもの

運転免許証・健康保険証・住基台帳カード・パスポート など

○学校教育法での学校（専修学校・各種学校を含む）の学生又は生徒である場合※定時制課程の在学者等を除く

上記要件にて就業する場合ご用意頂くもの

学生証又は生徒であることが証明できるもの

学生証・在学証明書

○本業の年間収入の額が500万円以上である場合

○主たる生計者でなく、世帯の年間年収の額が500万円以上ある場合

上記要件にて就業する場合ご用意頂くもの

昨年度の年収を証明できるもの

源泉徴収票、所得証明書、確定申告の控え、納税証明書、

給与明細書、児童手当などの国からの給付通知書

※日雇派遣の原則禁止の例外要件にあてはまり、就業頂くスタッフの皆様より

ご提出（弊社では、お持ち頂いた書類のコピーを取らせて頂きます。

お預かりした際に、弊社より受領書を発行致します。

※面接日にご用意いただけなかった場合は、後日速やかにご提出をいただきます。

ご提出がない場合はお仕事のご紹介ができません。

◆法の規定により例外認定されている業務（上記例外要件を満たさなくても就業が可能です。）

○ソフトウェア開発

○通訳・翻訳又は速記の業務

○機械設計

○財務

○添乗

○取引文書作成

○書籍等の制作・編集

○研究開発

○ファイリング

○秘書

○デモンストレーション

○事務用機器操作

○受付、案内 ※駐車場管理等を除く

○セールスエンジニアの営業・金融の営業

○調査

○OAインストラクション

○事業の実施体制の企画・立案

○広告デザイン